

賃上げ促進税制や受取配当等の益金不算入など

令和8年3月期における 法人税申告の誤りやすいポイント

所得税等の確定申告が終了し、今度は3月決算の作業が本格的に始まるが、課税処理が明確に定まっているにもかかわらず、毎年のように申告の際の処理が誤っている項目があるので留意したい。例えば、賃上げ促進税制では、仮に前事業年度も同税制の適用を受けている場合には、当事業年度の比較雇用者給与等支給額と前事業年度の雇用者給与等支給額が一致することになるので、今一度確認したい点だ。また、受取配当等の益金不算入に関しては、最近では、外貨建等証券投資信託の収益分配金の取扱いを間違えるケースがあるということなので留意したい。そのほか、留保金課税では、別表三(1)の10欄及び11欄の記載漏れが散見されるといえる。本特集では、3月決算において中小企業が誤りやすい法人税処理の留意点を解説する。

外貨建等証券投資信託の収益分配金は益金不算入の対象外

まず、受取配当等の益金不算入に関しては、対象範囲の誤りが多く見受けられている。特定目的会社や投資法人、外国法人からの配当は益金不算入の対象外であり、証券投資信託や外貨建等証券投資信託の収益分配金も益金不算入の対象外となっているが、益金不算入の対象とする事例があるという。特に最近では、外貨建等証券投資信託の収益分配金の

取扱いに誤りがあるようなので留意したい。

また、「非支配目的株式等」(株式等保有割合5%以下)であるにもかかわらず、「その他株式等」(株式等保有割合5%超3分の1以下)に該当するものとして、益金不算入額をその配当等の額の50%相当額で計算しているケースがあるとしている。なお、株式等の区分及び益金不算入割合は表1の通りである。

【表1】 株式等の区分及び益金不算入割合

| 株式等の区分 | 株式等保有割合 | 益金不算入割合 |
|---------------|-------------|-----------|
| 完全子法人株式等 | 100% | 100% |
| 関連法人株式等 | 3分の1超100%未満 | 100% (※2) |
| その他株式等 | 5%超3分の1以下 | 50% |
| 非支配目的株式等 (※1) | 5%以下 | 20% |

※1 保険会社の場合は益金不算入割合が40%

※2 配当等の額から株式等に係る負債利子等の額を控除した金額が益金不算入となる。